

志摩市における 「宿泊税」の導入（案）について

令和8年1月

志摩市 観光・プロモーション課
税務課

1. 新たな観光財源の必要性

1. 少子高齢化、人口減少により
市の税収が減少することとなり財源も減少
2. 観光産業は志摩市の中心産業であり、
様々な産業と密接に関係するすそ野の広い産業
3. 観光産業は、コロナ禍からの回復の途上にあり、
今後も成長が見込まれる



志摩市の観光産業の持続的な発展のために
新しい財源を確保する必要がある



「宿泊税」の導入

2.宿泊税について

「宿泊税」は、対象地域のホテルや旅館などに宿泊する方に課税される「法定外目的税」です。現在、宿泊税は全国15の自治体で導入されており、また多くの自治体で検討がされています。

※「法定外目的税」とは

地方税法に定めのある「法定税」以外に、自治体の条例で定める税目で、特定の経費に充てるための税のことです。

(1)宿泊税導入済みの自治体 (2025 [R7] 年11月1日現在)

1	東京都	平成14年
2	大阪府	平成29年
3	京都市 (京都府)	平成30年
4	金沢市 (石川県)	平成31年
5	俱知安町 (北海道)	令和元年
6	福岡県	令和2年
7	福岡市 (福岡県)	令和2年
8	北九州市 (福岡県)	令和2年

9	長崎市 (長崎県)	令和5年
10	ニセコ町 (北海道)	令和6年
11	常滑市 (愛知県)	令和7年
12	熱海市 (静岡県)	令和7年
13	下呂市 (岐阜県)	令和7年
14	高山市 (岐阜県)	令和7年
15	赤井川村 (北海道)	令和7年

15自治体 (3都府県 12市町村)

(2) 宿泊税導入予定の自治体（2025 [R7] 年11月1日現在）

1 宮城県	10 松江市 (島根県)	19 鳥羽市 (三重県)
2 広島県	11 旭川市 (北海道)	20 熊本市 (熊本県)
3 北海道	12 帯広市 (北海道)	21 新得町 (北海道)
4 札幌市 (北海道)	13 函館市 (北海道)	22 留寿都村 (北海道)
5 小樽市 (北海道)	14 富良野市 (北海道)	23 那須町 (栃木県)
6 釧路市 (北海道)	15 音更町 (北海道)	24 湯河原町 (神奈川県)
7 北見市 (北海道)	16 占冠村 (北海道)	25 軽井沢町 (長野県)
8 網走市 (北海道)	17 弘前市 (青森県)	26 阿智村 (長野県)
9 仙台市 (宮城県)	18 岐阜市 (岐阜県)	27 白馬村 (長野県)

27自治体 (3道県 24市町村)

3. 志摩市における検討経過と検討結果の概要

(1) 事業者向け勉強会の開催

開催日	参加者数		
	事業者	関係者	計
令和6年7月24日（水）	4	12	16
令和6年7月25日（木）	11	20	31

(2) 事業者向けアンケートの実施

調査実施時期	令和6年9月9日（月）～9月27日（金）
回答数	88/180件（回答率：48.9%）

(3) 志摩市宿泊税検討委員会による検討

第1回	令和6年9月20日（金）
第2回	令和6年10月23日（水）
第3回	令和6年12月11日（水）
第4回	令和7年1月29日（水）

役職	所属
委員長	四日市大学総合政策学部教授
委員	一般社団法人志摩市観光協会副会長 志摩市商工会観光部会会長
〃	志摩市商工会会長
〃	志摩市温泉振興協議会
〃	一般社団法人志摩市観光協会 会長
〃	一般社団法人日本旅行業協会中部事務局事務局長
〃	志摩市インバウンド協議会会長
〃	近鉄グループホールディングス株式会社執行役員伊勢志摩支社長

① 宿泊税の導入について

志摩市において、新たな観光財源の確保は必要不可欠であり、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することは、本検討委員会として妥当性があると考える。

課税要件については、志摩市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえつつ、導入時期も含め決定及び制度構築を行うことを求める。

② 宿泊税の使途について

「訪問客への還元」を基本とし、以下の4つの柱に分類

- ①観光資源の磨き上げと付加価値の向上
- ②受け入れ環境の整備
- ③観光客のための災害対応策
- ④観光地経営体制の再整備（志摩市・観光協会など）

- ・使途については、効果検証を行い、情報発信するとともに、ヒアリングや協議等により今後の施策に活かすこと。
- ・災害や感染症など今後の緊急的な事象に対応するため、安定的な財源活用ができる手法も検討されたい。

具体的な使途については、専門の委員会において検討することを想定しています。本資料では、使途について具体的にイメージしやすいように活用例を次ページ以降の①～④で示しています。



4. 宿泊税の使途について（具体的な活用イメージ）

① 観光資源の磨き上げと付加価値の向上

全国的PR活動	質の高い滞在地としての知名度向上、大都市圏でのプロモーション
団体旅行誘致促進	大規模なスポーツ大会、文化的な大会など団体旅行に繋がるイベントの誘致
特別体験の開発	ナイトタイムエコノミーの創出、離島や温泉の振興、自然を活かしたアウトドア体験の磨き上げ（※ナイトタイムエコノミー：夜間の娯楽・体験等を充実させることで観光客の滞在時間を延ばす取り組み）
歴史・文化の磨き上げ	地域文化財を活用した体験コンテンツ開発・国内外への発信

② 受け入れ環境の整備

周遊推進、 2次交通対策	周遊バスの新設・拡充、自動運転実証、伊勢神宮からの誘引事業、その他交通（自転車や最新の移動手段、船舶など）の整備
景観保全	観光スポットや市道の草刈・伐採や海岸の清掃・環境美化
まちなみ整備	主要駅周辺のまちなみ整備や滞在空間の創出・再編
看板等の整備	多言語・ユニバーサルデザインに配慮した統一感ある看板の整備
環境整備	インターネット環境や多言語観光などの整備
利便性と安全性の向上	手荷物預かり所の機能向上、トイレ改修・多目的化、施設照明の長寿命化、防犯カメラの設置

③ 観光客のための災害対応策

災害時に向けた備え	帰宅困難者のための制度整備、衛星電話やポータブル電源整備、防災セミナーの開催
情報発信	電光掲示板など情報発信の体制・手段の強化、コールセンターの設置、観光客のための災害時の非常用バッテリーなどの配備
避難強化	観光客を対象とした備蓄品整備、避難経路の確保、看板整備、避難誘導マップの作成支援
インバウンド対応	多言語看板の整備、宗教・文化（アレルギー）に配慮した備蓄品整備

④ 観光地経営体制の再整備（志摩市・観光協会など）

案内業務の強化	AI活用による自動案内・多言語案内、宗教・文化（アレルギー）に関するセミナー実施、ツアーデスクの整備
観光データ調査・分析など	観光客の詳細なデータ（旅行形態・属性・満足度・消費動向・消費額・動線分析・ニーズなど）を収集・分析し、客観的な効果を検証した上での戦略策定
事業者支援	セミナー・相談会の実施、専門研修・資格取得の支援、課題解決（人材不足、経営状態など）に対する支援
人材育成	専門的知識を持ったDMO職員の確保・育成、ガイドの確保・育成 (※DMO：地域の『稼ぐ力』を最大化し、多様な関係者を巻き込んで観光戦略を動かす組織)

5. 志摩市宿泊事業者説明会

会場名	開催日時・場所	参加者数
磯部会場	令和7年5月13日（火） 磯部生涯学習センター	7名 (事業者6名、関係者1名)
浜島会場	令和7年5月13日（火） 浜島生涯学習センター	11名 (事業者6名、関係者5名)
志摩会場	令和7年5月14日（水） 志摩文化会館	22名 (事業者17名、関係者5名)
大王会場	令和7年5月14日（水） 大王公民館	5名 (事業者3名、関係者2名)
阿児会場	令和7年5月15日（木） 阿児アリーナ	47名 (事業者39名、関係者8名)

上記説明会以外にも、個別に事業者説明を行うなど、丁寧な説明や意見聴取を行った結果、以下の点を再検討いたしました。

- ①免税点（非課税となる基準額）について
- ②修学旅行生等の課税免除について

6. 志摩市の宿泊税課税要件等案と税収額の試算案等

(1) 課税要件等案について

項目	要件
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none">●課税客体：宿泊行為●納税義務者：宿泊者●課税標準：宿泊数 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">宿泊施設への</div>
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	<ul style="list-style-type: none">●特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者●徴収方法：特別徴収（特別徴収義務者が徴収、市へ納付）●申告期限：毎月末日までに前月分を納付
税率(税額)	1人1泊につき 宿泊料金が5万円未満：200円 5万円以上：1,000円
免税点 (非課税となる基準額)	5千円未満
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊、修学旅行生等※
課税期間(見直し期間)	条例施行後5年ごと（必要に応じて見直しを検討）
特別徴収義務者 報奨金	納期内納付額（完納額）の6.0% [目標値]

※学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生とその引率者

※保育所等の施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加する満3歳以上の幼児及びその引率者

(2) 宿泊客数の推計と税収額の試算案

宿泊料金	宿泊施設数 (推計)	宿泊客数 (推計)	宿泊税収(試算)
5,000円未満	42施設	305,000人	5千円未満 免税点 5万円未満 200円 5万円以上 1,000円 修学旅行 課税免除
5,000円以上 10,000円未満	56施設	325,000人	61,000,000円
10,000円以上 30,000円未満	62施設	672,000人	65,000,000円
30,000円以上 50,000円未満	10施設	35,000人	134,400,000円
50,000円以上	10施設	63,000人	7,000,000円
5,000円未満	▲42施設	▲305,000人	63,000,000円
修学旅行生等	298校	▲20,000人	▲61,000,000円
差引合計	対象 138施設 全180施設	対象 1,075,000人 全1,400,000人	265,400,000円

以下の条件により、宿泊料金区分ごとの宿泊客数を推計し、宿泊税収額を試算

■宿泊施設数180施設(市観光統計及び県データから)、年間宿泊者数140万人(令和5年市観光統計から)

■宿泊税アンケート結果(R6.9月実施 回答数:88/180件 回答率48.9%)を基本とする

□宿泊施設数…宿泊代金の回答を基に、ネットの情報(じゃらん、Rakuten、一休、事業者サイト)を加味して推計

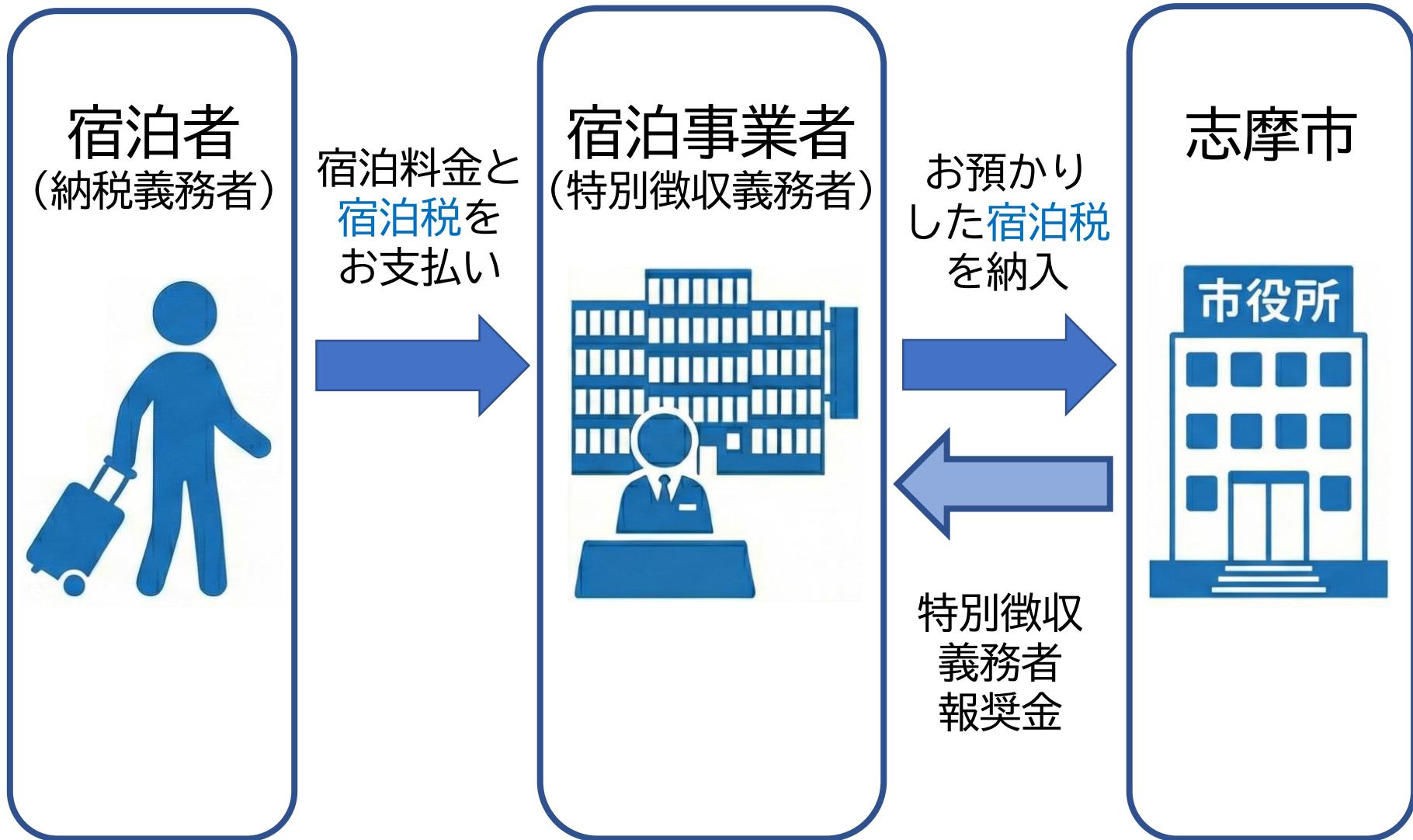
□宿泊客数…収容人数、年間稼働率の回答から推計

■宿泊客数に季節変動を加味(年間3か月を閑散期と仮定)

□修学旅行実績については、令和6年度学生団体旅行誘致実績調査結果より

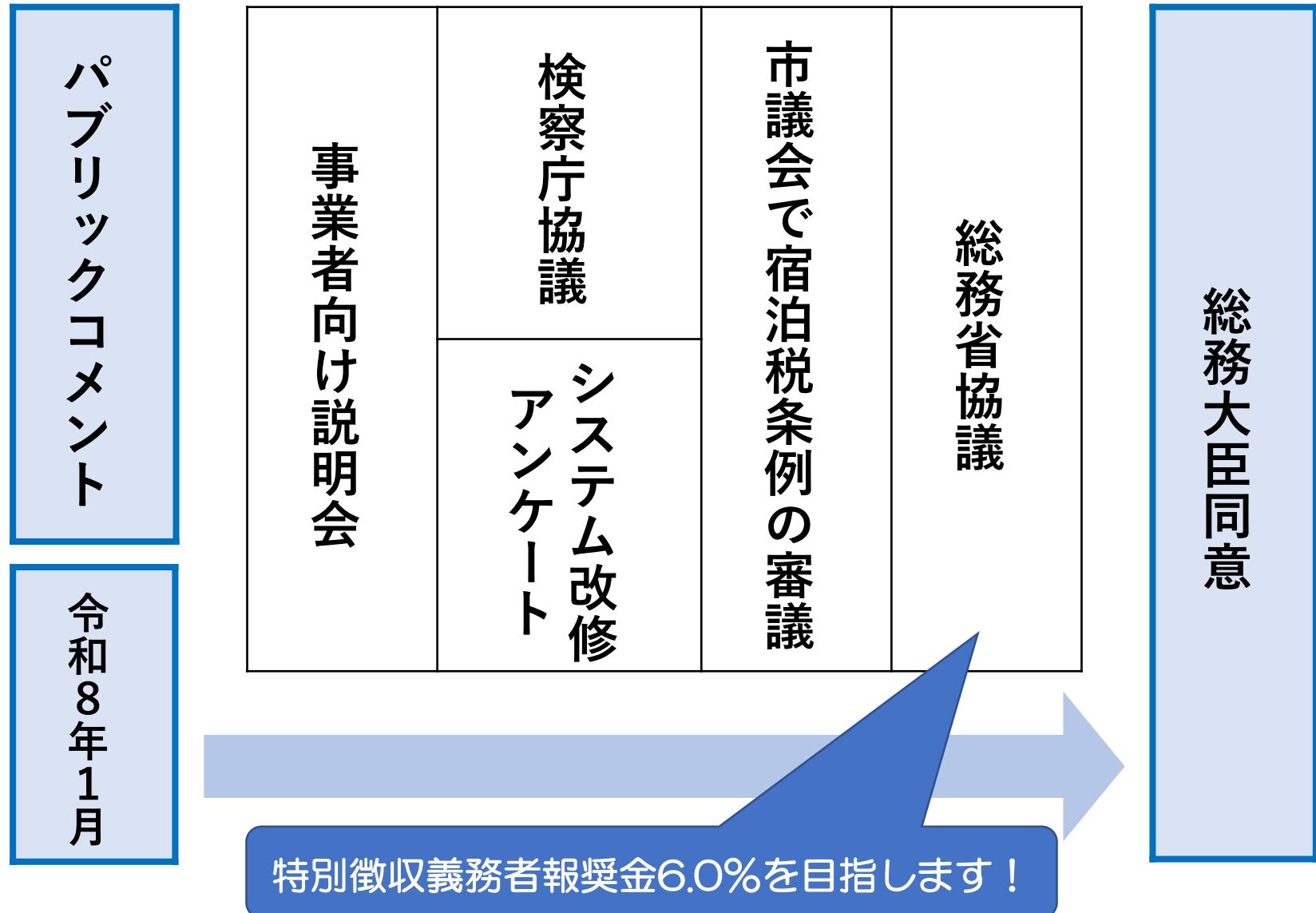
小学校:283校・19,332人 + 中学校:4校・370人 + 高校ほか:11校・523人 = 20,225人
(約20,000人)、1人当たり市内宿泊1泊、宿泊金額10,000円(宿泊税200円)を想定

(3) 宿泊税の徴収・納付イメージ（例）



7. 今後のスケジュール案

①導入に向けたスケジュール案（総務大臣同意まで）



②導入に向けたスケジュール案（総務大臣同意後）

